

鳥取市障がい者虐待防止・差別解消推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 障がいの有無にかかわらず、誰もがひとりの個人としてその基本的人権を尊重して、互いに理解し、助け合うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる共生社会を構築するため、障がい者虐待を防止する取組を地域や関係機関等と連携・協力して推進するとともに、障がいを理由とする差別の相談等について、情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うために、鳥取市障がい者虐待防止・差別解消推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 障がい者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止に関すること。
- (2) 障がい者差別に関する相談事案の情報共有・協議を通じた事案解決のための取組に関すること。
- (3) 障がい者虐待防止及び障がい者差別に必要な連携・協力体制の強化及び情報交換に関すること。
- (4) 障がい者虐待防止及び障がい者差別解消についての広報・啓発活動等の推進に関すること。
- (5) その他障がい者虐待の防止及び障がい者差別解消に関する必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員19人以内で組織するものとし、別表に掲げる団体に属する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、初回の会議は市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、委任状をもって、委員の出席とみなすことができる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聞くことができる。

(個人情報取扱い)

第6条 協議会において知り得た個人情報は、他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名
鳥取市社会福祉協議会
鳥取市民生児童委員協議会
鳥取市自治連合会
鳥取県弁護士会
鳥取県東部医師会
鳥取市地域自立支援協議会 地域移行・権利擁護部会
鳥取市基幹相談支援センター
とっとり東部権利擁護支援センター
鳥取市身体障害者福祉協会連合会
鳥取市手をつなぐ育成会
鳥取市精神障がい者家族会
鳥取人権擁護委員協議会
鳥取警察署生活安全課
鳥取公共職業安定所
鳥取市人権教育協議会 企業部会
鳥取市総務部人権政策監人権推進課
鳥取市健康こども部こども家庭課
鳥取市保健所障がい者支援課
鳥取市教育委員会事務局学校教育課